

# 船舶事故調査報告書

平成22年4月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年9月25日（金） 17時30分ごろ
発生場所	島根県浜田港北方沖の沖ノ瀬 <sup>うましま</sup> 馬島灯台から真方位350° 5.2海里付近 （概位 北緯34° 59.4′ 東経132° 01.6′）
事故調査の経過	平成21年9月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 <sup>おおとし</sup> 大歳丸、4.52トン 第272-6731号（船舶検査済票の番号）、個人所有 10.19m (Lr) × 2.23m × 0.78m、FRP ディーゼル機関、29.42kW、昭和53年11月2日
乗組員等に関する情報	(1) 性別、年齢、操縦免許証 船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月11日 免許証交付日 平成16年8月6日 （平成22年2月28日まで有効） (2) 船長の主な乗船履歴等 約60年前から2～3トンの小型漁船に乗り組み、本船には、昭和53年建造以降、船長として乗り組んでいた。健康状態は良好であった。
死傷者等	負傷 1人（船長：左前腕切断、左第1趾末節骨骨折）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、釣り客6人を乗せ、平成21年9月25日16時00分ごろ浜田港を出港し、16時40分ごろ浜田港北方沖の沖ノ瀬に至り、水深約100mの場所で、直径約3cmの合成繊維製のアンカーロープ（以下「ロープ」という。）を約110m延ばして錨泊し、釣り客が一本釣りを始めた。 船長は、釣り場を移動するため錨を揚げることとし、ロープを機関室囲壁頂面に設置されたキャプスタンのドラム（以下「ドラム」という。）に、ロープを下から3回巻いた状態から巻き揚げを開始した。 船長は、船首甲板上で、ドラムの上方からロープを約10m手繰り寄せた

	<p>ところで、手繰り寄せていたロープが逆巻きされてドラム方向に引っ張られ、足元にコイル状にしていたロープが船長の左腕に絡み、17時30分ごろ、左前腕がドラムとロープの間に引き込まれて切断した。</p> <p>船長は、釣り客に海上保安部への救助を依頼し、釣り客の1人は携帯電話で救助を要請した。別の釣り客は、船長の左腕の切断箇所をひもで巻き、止血の応急処置を行った。</p> <p>船長は、来援した巡視艇により浜田港に搬送され、待機していた救急車により病院に搬送された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.1m</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 右舷船首のアンカー台の先端に設けられたローラーガイド（以下「船首ローラー」という。）が、ドラムより約20cm高い場所にあり、船首ローラーとドラムとの距離は約4mであった。</p> <p>(2) キャプスタンは、ロープの巻揚げ速度が約10m/minで、発停スイッチが機関室囲壁前面のドラム至近に設けられていた。</p> <p>(3) ドラムには、アンカー側のロープが下方に、手繰り寄せていたロープが上方となるように、また、交差するように巻かれていた。</p> <p>(4) 手繰り寄せていたロープが、過去に何回か逆巻きされてドラム方向に引っ張られたことがあったが、そのときは、ロープに腕が絡むことはなく、また、握っていたロープから手を放したので、腕等がドラムとロープの間に挟まれることはなかった。</p> <p>(5) アンカーの巻揚げ手順は、いつもと特に変わりがなかった。</p> <p>(6) 船体の動揺はなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>① 本船は浜田港北方沖の沖ノ瀬で揚錨中、船長がロープをドラムで巻き揚げていた際、ロープがドラムに逆巻きされてドラム方向に引っ張られ、足元にコイル状にしていたロープが船長の左腕に絡み、左前腕がドラムとロープの間に引き込まれて切断されたものと考えられる。</p> <p>② 船長は、ドラムに巻かれているアンカー側となる下側のロープが上方に移動し、手繰り寄せていた上側のロープの上に重なって、ロープが逆巻きされたことから、ドラム方向に引っ張られたものと考えられる。</p> <p>③ 本船は、船首ローラーがドラムより高い場所に設置されていたこと、及びロープが硬く、よじれて巻かれたことが、アンカー側となる下側のロープが上方へ移動したことに関与した可能性があると考えられる。</p>

	<p>④ 船長は、手繰り寄せていたロープが引っ張られて、足元にコイル状にしていたロープが左腕に絡んだとき、絡んだロープから速やかに左腕を抜き出すことができなかつたため、左前腕が引き込まれてドラムとロープの間に挟まれた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が浜田港北方沖の沖ノ瀬で揚錨中、船長がロープをドラムで巻き揚げていた際、ロープがドラムに逆巻きされて船長の左腕に絡んだため、左前腕がドラムとロープの間に引き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>